

## 令和5年台風第13号に伴う災害による被害を受けた方々への支援について

令和5年台風第13号に伴う災害により、被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（注）にお住まいの皆さまに対し、以下のような可能な限りの便宜を図り、全面的にご支援させていただきます。

- ・お届け印等を紛失された皆さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預り有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

### （注）災害救助法適用市町村

千葉県：茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、長生郡睦沢町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町

茨城県：日立市、高萩市、北茨城市

福島県：いわき市、南相馬市

○最新の適用市区町村につきましては、内閣府ウェブサイトをご確認ください。

[令和5年台風第13号に伴う災害にかかる災害救助法の適用について【第3報】](#)

2023年9月11日時点の財務局・日本銀行発表資料に基づき記載しています。

以上